

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する細則

平成29年5月30日  
細則第 3 号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学保有個人情報保護規程（平成17年規程第6号。以下「規程」という。）第40条の規定に基づき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る手続に関し必要な事項を定める。

(保有個人情報開示請求書等)

第2条 規程第4条第1項に規定する書面は、別紙様式第1号に規定するものとする。

2 開示請求者（規程第4条第1項に規定する「開示請求者」をいう。以下同じ。）は、規程第4条第2項及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）の規定に基づき、前項に規定する保有個人情報開示請求書のほか、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

(1) 保有個人情報開示請求書に記載されている開示請求者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている次に掲げる書類

イ 運転免許証

ロ 個人番号カード

ハ 在留カード

ニ 特別永住者証明書

ホ その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため学長が適当と認める書類

3 保有個人情報開示請求書を学長に送付して開示請求をする場合には、開示請求者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして学長が適当と認める書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

4 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」とい

う。)第76条第2項の規定により法定代理人が開示請求をする場合には、当該法定代理人は、戸籍謄本、その他その資格を証明する書類(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を提示し、又は提出しなければならない。

- 5 法第76条第2項の規定により任意代理人が開示請求をする場合には、当該任意代理人は、委任状(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を提示し、又は提出しなければならない。
- 6 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を学長に届け出なければならない。
- 7 前項の届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。
- 8 保有個人情報開示請求書を受領したときは、当該開示請求者に当該保有個人情報開示請求書の写し1部及び開示請求手数料の受領書を交付するものとする。

(訂正請求等に関する開示請求における本人確認手続等に係る規定の準用)

第3条 前条第2項から第4項までの規定は、訂正請求及び利用停止請求における本人確認手続等について準用する。この場合において、同条第4項中「第76条第2項」とあるのは、訂正請求については「第90条第2項」と、利用停止請求については「第98条第2項」と読み替えるものとする。

(開示請求に係る委任状)

第4条 第2条第5項に規定する委任状のうち、規程第4条に規定する開示請求に係るものは、別紙様式第21-1号に規定するものとする。

(開示請求に係る手数料の免除申請書)

第5条 規程第4条第7項に規定する申請書は、別紙様式第22号に規定するものとする。

(開示請求に係る手数料の免除決定通知書等)

第6条 規程第4条第9項に規定する免除をする旨の書面は、別紙様式第23-1号に規定するものとする。

- 2 規程第4条第9項に規定する免除をしない旨の書面は、別紙様式第23-2号に規定するものとする。

(保有個人情報開示決定通知書等)

第7条 規程第6条第1項に規定する保有個人情報の全部について開示する旨の書面は、別紙様式第2-1号に規定するものとする。

- 2 規程第6条第1項に規定する保有個人情報の一部を開示する旨の書面は、

別紙様式第2-2号に規定するものとする。

- 3 規程第6条第1項に規定する保有個人情報の全部を開示しない旨の書面は、別紙様式第2-3号に規定するものとする。

(保有個人情報開示等決定延期通知書)

- 第8条 規程第6条第2項に規定する書面は、別紙様式第3号に規定するものとする。

(保有個人情報開示等決定特例延期通知書)

- 第9条 規程第7条に規定する書面は、別紙様式第4号に規定するものとする。

(保有個人情報の開示請求に関する事案の移送通知書)

- 第10条 規程第8条に規定する書面は、別紙様式第5号に規定するものとする。

(第三者に係る保有個人情報の開示請求に関する通知書)

- 第11条 規程第9条第1項の規定による通知は、別紙様式第6-1号の第三者に係る保有個人情報の開示請求に関する通知書により行うものとする。

- 2 規程第9条第2項の規定による通知は、別紙様式第6-2号の第三者に係る保有個人情報の開示請求に関する通知書により行うものとする。

(第三者に係る保有個人情報開示決定通知書)

- 第12条 規程第9条第3項に規定する書面は、別紙様式第7号に規定するものとする。

(保有個人情報の開示の実施方法の申出書)

- 第13条 規程第10条第1項の規定による申出は、別紙様式第8号の保有個人情報の開示の実施方法の申出書により行うものとする。

(保有個人情報訂正請求書等)

- 第14条 規程第12条第1項に規定する書面は、別紙様式第9号に規定するものとする。

- 2 保有個人情報訂正請求書を受理したときは、当該訂正請求者に当該保有個人情報訂正請求書の写し1部を交付するものとする。

(訂正請求に係る委任状)

- 第15条 第2条第5項に規定する委任状のうち、訂正請求に係るものは、別紙様式第21-2号に規定するものとする。

(保有個人情報訂正等決定通知書)

第16条 規程第14条に規定する書面は、別紙様式第10号に規定するものとする。

(保有個人情報訂正等決定延期通知書)

第17条 規程第15条第2項に規定する書面は、別紙様式第11号に規定するものとする。

(保有個人情報訂正等決定特例延期通知書)

第18条 規程第16条に規定する書面は、別紙様式第12号に規定するものとする。

(保有個人情報の訂正請求に関する事案の移送通知書)

第19条 規程第17条に規定する書面は、別紙様式第13号に規定するものとする。

(保有個人情報訂正通知書)

第20条 規程第18条に規定する書面は、別紙様式第14号に規定するものとする。

(保有個人情報利用停止請求書等)

第21条 規程第19条第1項に規定する書面は、別紙様式第15号に規定するものとする。

2 保有個人情報利用停止請求書を受理したときは、当該利用停止請求者に当該保有個人情報利用停止請求書の写し1部を交付するものとする。

(利用停止請求に係る委任状)

第22条 第2条第5項に規定する委任状のうち、利用停止請求に係るものは、別紙様式第21-3号に規定するものとする。

(保有個人情報利用停止等決定通知書)

第23条 規程第21条に規定する書面は、別紙様式第16号に規定するものとする。

(保有個人情報利用停止等決定延期通知書)

第24条 規程第22条第2項に規定する書面は、別紙様式第17号に規定するものとする。

(保有個人情報利用停止等決定特例延期通知書)

第25条 規程第23条に規定する書面は、別紙様式第18号に規定するものとする。

(情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関する通知書)

第26条 規程第25条の規定による通知は、別紙様式第19号の情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関する通知書により行うものとする。

(審査請求に対する裁決通知書)

第27条 規程第27条に規定する書面は、別紙様式第20号に規定するものとする。

附 則

この細則は、平成29年5月30日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年12月16日から施行する。

## 保有個人情報開示請求書

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長 殿

ふりがな

氏名(代理人が、代理請求する場合は、当該代理人氏名)

住所又は居所

〒

電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

<p>個人情報が記録されている法人文書の名称又は知りたい内容等（請求に係る法人文書が特定できるよう、できるだけ具体的に記入してください。）</p>	
<p>備考（任意記入） ①求める開示の実施方法 ②大学において開示の実施を求めるか又は写しの送付の方法によるかの別について記入してください。</p>	<p>①開示の実施方法（希望する方法の□にレ点を記入してください。） □ 閲覧 □ 写しの交付 □ その他（ ） ②希望する方法の□にレ点を記入してください。 □ 大学において開示の実施を求める。 □ 写しの送付による開示の実施を求める。</p>
<p>本人確認等 ※該当する箇所□にレ点並びに必要事項を記入してください。</p>	<p>①請求者本人確認書類 □運転免許証 □個人番号カード □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 □その他（ ） ※ 郵送により請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。</p>







## 保有個人情報開示決定通知書

殿

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長

印

(元号) 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第1項の規定に基づき、その全部について開示することと決定しましたので、次のとおり通知します。

開示する保有個人情報の名称等	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示請求書における開示の実施方法どおり開示の実施ができるかどうかの別	1) 開示請求書のとおり開示の実施ができる 2) 開示請求書のとおり開示の実施ができない 実施できない理由:
求めることができる開示の実施方法	
大学において開示を実施できる日時及び場所(別添の「開示実施方法の申出書」にはこれらの日のうちから希望する日を選択してください。)	1) (元号) 年 月 日 ( ) 時 分 2) (元号) 年 月 日 ( ) 時 分 3) (元号) 年 月 日 ( ) 時 分 場所: 住所:
写しの送付による法人文書の開示を希望する場合における準備に要する日数及び郵送料の額	準備に要する日数: 日間 郵送料の額: 円

※1 不明な点がある場合には、個人情報保護担当(Tel0743-72-0000)にご連絡ください。

※2 この通知があった日から30日以内に開示の実施方法を別添「開示の実施方法の申出書」に記入のうえ、個人情報保護担当まで提出してください。

なお、開示請求書のとおり開示の実施ができる場合で、当該開示方法等を変更しないときは、「開示の実施方法の申出書」を改めて提出する必要はありません。

保有個人情報部分開示決定通知書

殿

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長

印

(元号) 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、その一部を開示することと決定しましたので、次のとおり通知します。

部分開示する保有個人情報の名称等	
部分開示する保有個人情報の利用目的	
開示しない部分及び一部を開示しない理由	
開示請求書における開示の実施方法どおり開示の実施ができるかどうかの別	1) 開示請求書のとおり開示の実施ができる 2) 開示請求書のとおり開示の実施ができない 実施できない理由：
求めることができる開示の実施方法	
大学において開示を実施できる日時及び場所（別添の「開示実施方法の申出書」にはこれらの日のうちから希望する日を選択してください。）	1) (元号) 年 月 日 ( ) 時 分 2) (元号) 年 月 日 ( ) 時 分 3) (元号) 年 月 日 ( ) 時 分 場所： 住所：
写しの送付による法人文書の開示を希望する場合における準備に要する日数及び郵送料の額	準備に要する日数： 日間 郵送料の額： 円

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長に対して審査請求をすることができます。

- ※1 不明な点がある場合には、個人情報保護担当（TEL0743-72-0000）にご連絡ください。
- ※2 この通知があった日から30日以内に開示の実施方法を別添「開示の実施方法の申出書」に記入のうえ、個人情報保護担当まで提出してください。なお、開示請求書のとおり開示の実施ができる場合で、当該開示方法等を変更しないときは、「開示の実施方法の申出書」を改めて提出する必要はありません。

保有個人情報不開示決定通知書

殿

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長

印

(元号) 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第2項の規定に基づき、開示しないことと決定しましたので、次のとおり通知します。

不開示決定した保有個人情報の名称等	
開示しない理由	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長に対して審査請求をすることができます。

※ 不明な点がある場合には、個人情報保護担当(Tel.0743-72-0000)にご連絡ください。

保有個人情報開示等決定延期通知書

殿

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長

印

(元号) 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定に基づき、開示等の決定の期間を延長しましたので、次のとおり通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
当初の決定期限	(元号) 年 月 日
延長する期間	日間
延長後の決定期限	(元号) 年 月 日
延長の理由	

※ 不明な点がある場合には、個人情報保護担当（TEL0743-72-0000）にご連絡ください。

保有個人情報開示等決定特例延期通知書

殿

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長

印

(元号) 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条の規定に基づき、保有個人情報の相当部分を除く残りの部分について、開示等の決定の期間を延長しましたので、次のとおり通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
当初の決定期限	(元号) 年 月 日
相当部分を除いた決定期間を延長する残りの部分	
残りの部分の決定を延期する期間	日間
残りの部分の延長後の決定期限	(元号) 年 月 日
延長の理由	

※ 不明な点がある場合には、個人情報保護担当（TEL0743-72-0000）にご連絡ください。

## 保有個人情報の開示請求に関する事案の移送通知書

殿

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長

印

(元号) 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）[第85条（該当事項を記載）]の規定に基づき、事案を移送しましたので、次のとおり通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送年月日	(元号) 年 月 日
事案の移送先の独立行政法人等又は行政機関の長名	独立行政法人等又は行政機関の長名： (連絡先) 担当課名： 所在地： 電話番号：
事案の移送をした理由	
備考	標記の移送した事案に係る開示等の決定及び開示の実施は、移送先の独立行政法人等又は行政機関が行うことになります。

※ 不明な点がある場合には、個人情報保護担当（TEL0743-72-0000）にご連絡ください。

## 第三者に係る保有個人情報の開示請求に関する通知書

殿

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長

印

あなたに関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条の規定による開示請求があり、同法第86条第1項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、この当該保有個人情報の開示の当否についてご意見がある場合は、書面(様式任意)によりお知らせください。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
請求年月日	(元号) 年 月 日
開示・不開示の決定予定年月日	(元号) 年 月 日
意見書提出先	国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学個人情報保護担当 住所：〒630-0192 奈良県生駒市高山町8916-5 TEL 0743-72-0000
意見書提出期限	(元号) 年 月 日

※ 不明な点がある場合には、個人情報保護担当(TEL0743-72-0000)にご連絡ください。  
なお、意見書提出期限までに意見書の提出がない場合は、開示についてご了承を頂いたものといたします。

## 第三者に係る保有個人情報の開示請求に関する通知書

殿

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長

印

あなたに関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条の規定による開示請求があり、同法第86条第2項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、この当該保有個人情報の開示の当否についてご意見がある場合は、書面(様式任意)によりお知らせください。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
開示しようとする場合の法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分: <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 適用理由:
請求年月日	(元号) 年 月 日
開示・不開示の決定予定年月日	(元号) 年 月 日
意見書提出先	国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学個人情報保護担当 住所: 〒630-0192 奈良県生駒市高山町8916-5 Tel 0743-72-0000
意見書提出期限	(元号) 年 月 日

※ 不明な点がある場合には、個人情報保護担当(Tel0743-72-0000)にご連絡ください。

なお、意見書提出期限までに意見書の提出がない場合は、開示についてご了承を頂いたものいたします。



第三者に係る保有個人情報開示決定通知書

殿

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長

印

あなたに関する情報が含まれている保有個人情報に係る開示請求について、先にご意見をいただきましたが、この度開示することと決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定に基づき、次のとおり通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
開示決定した日及び理由	
開示を実施する年月日	(元号) 年 月 日

この決定に不服のある場合は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長に対して、開示を実施する日の前日までに審査請求をすることができます。

※ 不明な点がある場合には、個人情報保護担当（TEL0743-72-0000）にご連絡ください。

## 保有個人情報の開示の実施方法等申出書

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長 殿

ふりがな

氏名（代理人が、代理請求する場合は、当該代理人氏名）

住所又は居所

〒

電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

保有個人情報開示決定通知書の 番号等	日付：（元号） 年 月 日 文書番号： 奈院大 第 号
開示の実施方法 開示・部分開示決定通知書記 載の「求めることができる開示 の実施方法」より選択して記入 すること。 なお、保有個人情報の部分ご とに異なる開示の実施方法を 求める場合は、その旨及びその 部分ごとの開示の実施方法を 記入すること。	1) 開示の実施方法  2) 部分ごとに異なる開示の実施方法

（※以下については、該当する項目の記号を○で囲み、右に詳細を記入してください。）

ア) 保有個人情報の一部につい て開示の実施を求める。	（開示の実施を求める部分）
イ) 大学において開示の実施を 希望する。	（開示の実施を希望する日） （元号） 年 月 日 時 分
ウ) 写しの送付の方法による開 示の実施を求める。	（写しの送付先（上記住所又は居所と同じ時は記入不要））

- ※1 保有個人情報開示請求書のとおり開示の実施を求める場合は、本書を提出する必要はありません。  
※2 写しの送付による開示の実施を求める場合、郵送に必要な切手（保有個人情報開示決定通知書に記載額分）を送付ください。

保有個人情報訂正請求書

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長 殿

ふりがな

氏名（代理人が、代理請求する場合は、当該代理人氏名）

住所又は居所

〒

電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、保有個人情報の訂正を次のとおり請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	（元号） 年 月 日
保有個人情報開示若しくは部分開示決定通知書の文書番号及び開示又は部分開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	文書番号： 奈院大 第 号 開示又は部分開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	
本人確認等 ※該当する箇所の□にレ点並びに必要事項を記入してください。	①請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 郵送により請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

②本人の状況等（代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

イ) 本人の状況

未成年者（（元号） 年 月 日生） 成年被後見人

任意代理人委任者

（ふりがな）

ロ) 本人の氏名

〒

ハ) 本人の住所又は居所

ニ) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書

その他（ ）

ホ) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 委任状

- ※1 窓口に来所して訂正請求を行う者は、本人確認の為、請求を行う者自身の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可。）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類（以下「本人確認書類」という。）を提示し、又は提出してください。
- ※2 郵送により訂正請求を行う者は、本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、訂正請求者本人の住民票の写し（訂正請求をする日前30日以内に作成したものに限り。）を提出してください。住民票の写しが提出できない場合は、事前に相談してください。  
なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。  
また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合、黒塗りしてください。
- ※3 代理人のうち、法定代理人が訂正請求を行う場合は、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書、その他その資格を証明する書類（訂正請求をする日前30日以内に作成したものに限り。）のいずれかの書類を提示し、又は提出して下さい。（郵送により訂正請求を行う場合は、提出して下さい。）  
代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状（ただし、訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り。）を提示し、又は提出してください。ただし、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限り。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提示し、又は提出してください。なお、委任状は、その複写物による提示又は提出は認められません。
- ※4 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行ってください。

（以下は記入不要）

本人確認方法	1 運転免許証 2 個人番号カード 3 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 4 その他 ( )		
法定代理人確認方法	1 戸籍謄本    2 戸籍抄本    3 登記事項証明書    4 委任状 5 その他 ( )		
受理年月日		受付担当	
決定期限		整理番号	

保有個人情報訂正等決定通知書

殿

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長

印

(元号) 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、次のとおり決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条の規定に基づき、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正等の決定の内容	1) 保有個人情報訂正請求のとおり訂正する。 2) 保有個人情報訂正請求のうち、一部を訂正する。 3) 訂正しない。
訂正しない部分（一部訂正の場合）及び訂正しない理由（一部訂正及び訂正を行わない場合）	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長に対して審査請求をすることができます。

※ 不明な点がある場合には、個人情報保護担当（TEL0743-72-0000）にご連絡ください。

保有個人情報訂正等決定延期通知書

殿

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長

印

(元号) 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第94条第2項の規定に基づき、訂正等の決定の期間を延長しましたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
当初の決定期限	(元号) 年 月 日
延長する期間	日間
延長後の決定期限	(元号) 年 月 日
延長の理由	

※ 不明な点がある場合には、個人情報保護担当 (Tel.0743-72-0000) にご連絡ください。

保有個人情報訂正等決定特例延期通知書

殿

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長

印

(元号) 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定に基づき、訂正等の決定の期間を延長しましたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
当初の決定期限	(元号) 年 月 日
延期する期間	日間
延長後の決定期限	(元号) 年 月 日
延長の理由	

※ 不明な点がある場合には、個人情報保護担当（TEL0743-72-0000）にご連絡ください。



## 保有個人情報の訂正請求に関する事案の移送通知書

殿

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長

印

(元号) 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定に基づき、事案を移送しましたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送年月日	(元号) 年 月 日
事案の移送先の独立行政法人等又は行政機関の長名	独立行政法人等又は行政機関の長名： (連絡先) 担当課名： 所在地： 電話番号：
事案の移送をした理由	
備考	標記の移送した事案に係る訂正等の決定及び訂正の実施は、移送先の独立行政法人等又は行政機関が行うこととなります。

※ 不明な点がある場合には、個人情報保護担当（Tel0743-72-0000）にご連絡ください。

保有個人情報訂正通知書

殿

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長

印

に提供している保有個人情報については、訂正することと決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第97条の規定に基づき、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正事項	

※ 不明な点がある場合には、個人情報保護担当（Tel0743-72-0000）にご連絡ください。

## 保有個人情報利用停止請求書

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長 殿

ふりがな

氏名(代理人が、代理請求する場合は、当該代理人氏名)

住所又は居所

〒

電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定に基づき、保有個人情報の利用停止を次のとおり請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	(元号) 年 月 日
保有個人情報開示又は部分開示決定通知書の文書番号及び開示又は部分開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	文書番号： 奈院大 第 号 開示又は部分開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
利用停止請求の趣旨及び理由	
本人確認等 ※該当する箇所の□にレ点並びに必要事項を記入してください。	① 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※ 郵送により請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。



法定代理人確認方法	1 戸籍謄本    2 戸籍抄本    3 登記事項証明書 4 その他 (                                         )		
受理年月日		受付担当	
決定期限		整理番号	

保有個人情報利用停止等決定通知書

殿

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長

印

(元号) 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、次のとおり決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条の規定に基づき、通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止等の決定の内容	1) 保有個人情報利用停止請求のとおり利用停止する。 2) 保有個人情報利用停止請求のうち、一部を利用停止する。 3) 利用停止しない。
利用停止しない部分（一部利用停止の場合）及び利用停止しない理由（一部利用停止及び利用停止を行わない場合）	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長に対して審査請求をすることができます。

※ 不明な点がある場合には、個人情報保護担当（Tel.0743-72-0000）にご連絡ください。

保有個人情報利用停止等決定延期通知書

殿

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長

印

(元号) 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定に基づき、利用停止等の決定の期間を延長しましたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
当初の決定期限	(元号) 年 月 日
延長する期間	日間
延長後の決定期限	(元号) 年 月 日
延長の理由	

※ 不明な点がある場合には、個人情報保護担当（Tel0743-72-0000）にご連絡ください。

保有個人情報利用停止等決定特例延期通知書

殿

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長

印

(元号) 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定に基づき、利用停止等の決定の期間を延長しましたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
当初の決定期限	(元号) 年 月 日
延期する期間	日間
延長後の決定期限	(元号) 年 月 日
延長の理由	

※ 不明な点がある場合には、個人情報保護担当（Tel.0743-72-0000）にご連絡ください。



情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関する通知書

殿

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長

印

(元号) 年 月 日付けで審査請求のあった件については、次のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第2項の規定に基づき、通知します。

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求日	(元号) 年 月 日
審査請求に係る処分	
審査請求の趣旨	
諮問した年月日・諮問番号	(元号) 年 月 日 諮問 号

※ 不明な点がある場合には、個人情報保護担当（Tel 0743-72-0000）にご連絡ください。

審査請求に対する裁決通知書

殿

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長

印

(元号) 年 月 日付けで審査請求のあった件については、次のとおり裁決しましたので、通知します。

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に対する裁決	
審査請求に対する裁決の理由	

※ 不明な点がある場合には、個人情報保護担当（TEL 0743-72-0000）にご連絡ください。

## 委任状

（代理人）住所  
氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

### 記

- 1 保有個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限
- 7 開示請求に係る手数料の免除申請を行う権限並びに開示請求に係る手数料を免除する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る手数料を免除しない旨の決定通知を受ける権限

（元号） 年 月 日

（委任者）住所  
氏名  
連絡先電話番号

印

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

- ①委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付する。
- ②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

## 委任状

（代理人）住所  
氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

### 記

- 1 保有個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る保有個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る保有個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

（元号） 年 月 日

（委任者）住所  
氏名  
連絡先電話番号

印

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

- ①委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付する。
- ②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

委 任 状

(代理人) 住所  
氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 保有個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

(元号) 年 月 日

(委任者) 住所  
氏名  
連絡先電話番号

印

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ①委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限る。）を添付する。
- ②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

（元号） 年 月 日

開示請求に係る手数料の免除申請書

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長 殿

氏名  
住所又は居所  
連絡先電話番号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第 3 3 条第 2 項に基づき、下記のとおり、保有個人情報の開示請求に係る手数料の免除を申請します。

記

- 1 開示を請求する保有個人情報
- 2 免除を求める理由

- ① 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 1 1 条第 1 項第 号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため。
- ② その他

（注）①又は②のいずれかに○印を付してください。

- ①に○を付した場合は、生活保護法第 1 1 条第 1 項のうち該当する号を記載するとともに、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。
- ②に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

奈院大 第 号  
(元号) 年 月 日

開示請求に係る手数料の免除決定通知書

殿

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長 印

(元号) 年 月 日付けで請求のありました開示請求に係る手数料の免除申請について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第30条第1項の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律第89条第4項の規定に基づき、下記のとおり、免除することとしましたので通知します。

記

対象となる保有個人情報の名称

奈院大 第 号  
(元号) 年 月 日

開示請求に係る手数料の免除をしない旨の決定通知書

殿

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長 印

(元号) 年 月 日付けで請求のありました開示請求に係る手数料の免除申請については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第30条第1項の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律第89条第4項に規定する免除理由に該当しませんので通知します。

記

- 1 対象となる保有個人情報の名称
- 2 免除が認められない理由等

(注) この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第5条（第6条）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、学長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。